

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2024.3.14



日経アジア300インベスタブル・ アクティブ・ファンド

追加型投信／海外／株式

〈愛称:アジア・リーダー〉

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

日経アジア300インベスタブル・アクティブ・ファンド〈愛称:アジア・リーダー〉は、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)する予定です。くわしくは、表紙裏面「追加的記載事項」をご確認ください。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産	年2回	アジア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「日経アジア300インベスタブル・アクティブ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年3月13日に関東財務局長に提出しており、2024年3月14日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産額:

(2023年12月29日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客様専用フリーダイヤル

0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

追加的記載事項

日経アジア300インベスタートブル・アクティブ・ファンド 〈愛称:アジア・リーダー〉の繰上償還の予定について

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた口数を下回っており、償還することが受益者の皆さまにとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき2024年3月15日現在の受益者の皆さま(2024年3月13日までに、購入のお申込みの受付を完了された方が対象となります。)に、2024年8月1日付けで繰上償還することについての書面決議を2024年4月19日に行います。

当書面決議に賛成された受益者の皆さまの議決権の合計数が、2024年3月15日現在の議決権を行使することができる受益者の皆さまの議決権総数の3分の2以上の場合、ファンドは繰上償還となり、購入のお申込みの受付を2024年7月30日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を、2024年3月15日現在の受益者の皆さまにお知らせいたします。

当書面決議の結果(繰上償還の可否)につきましては、2024年4月19日に委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)にてお知らせいたします。

ご留意事項

繰上償還が決定した場合、本書「手続・手数料等 お申込みメモ」に記載する以下の項目については、内容が以下のとおり変更となります。

購入の申込期間	2024年3月14日から2024年7月30日まで
信託期間	2024年8月1日まで(2018年1月19日設定)

ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を除くアジア諸国・地域の企業の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

「日経アジア300インベスタブル指数(円換算ベース、ネット・トータルリターン)*」をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果の獲得をめざして運用を行います。

<日経アジア300インベスタブル指数について>

日経アジア300インベスタブル指数とは、日本経済新聞社により算出・公表される株価指数であり、アジアの上場企業300社を構成銘柄としています。成長を続けるアジアの主要企業に幅広く投資したいというニーズに応えるべく、投資信託など金融商品での利用を想定し開発されました。同指数の基準日は2015年12月1日で、基準値は1,000です。

日経アジア300インベスタブル指数は、中国、香港、韓国、台湾、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、インドの上場銘柄が対象*となり、時価総額、売買代金、売上高伸び率、浮動株比率等の数値データに基づいて銘柄を選定します。定期見直しは毎年6月初旬に実施されます。

*対象とする国は、市場の規模や流動性などを勘案し追加が検討されます。

*日経アジア300インベスタブル指数(円換算ベース、ネット・トータルリターン)は、日経アジア300インベスタブル指数(ドルベース、ネット・トータルリターン)をもとに、委託会社が計算したものです。

■ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

特色2

「日経アジア300インベスタブル指数」構成銘柄に加え、次世代組入候補銘柄*¹等も投資対象*²とします。

*1 次世代組入候補銘柄とは、将来、「日経アジア300インベスタブル指数」へ組入れとなる可能性が高いと委託会社が判断する銘柄のことをいい、日本を除くアジア諸国・地域*³の企業の中から、時価総額、売上成長性、流動性等を勘案して抽出した銘柄です。

*2 DR(預託証書)に投資する場合があります。

*3 ファンドにおけるアジア諸国・地域とは、日経アジア300インベスタブル指数の構成国・地域をいいます。

*実際の運用は日経アジア300インベスタブル・アクティブ・マザーファンドを通じて行います。

■ DR(預託証書)とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

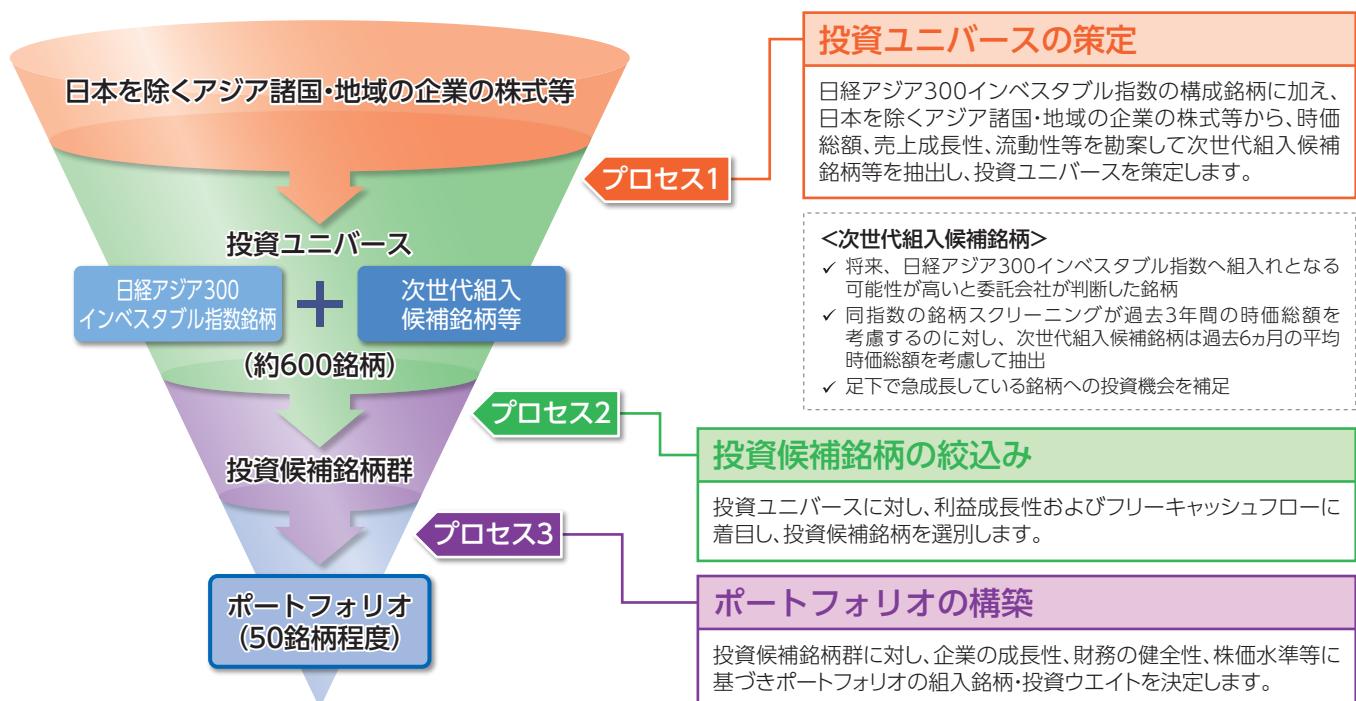
■ 当ファンドは、中国A株(上海証券取引所、深セン証券取引所上場の人民元建株式)も投資対象としており、中国A株に投資する場合には、ストックコネクトを通じて投資を行います。ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、中国A株を香港の証券会社を通じて売買できる制度です。

特色3

徹底した調査・分析により、利益成長およびフリーキャッシュフローに着目し、株価の上昇が期待される銘柄を選別します。

- 銘柄選定にあたっては、企業の成長段階および各産業の状況を踏まえ、企業の利益成長とフリーキャッシュフローの今後の方向性を見極め、利益成長の継続が期待できる投資候補銘柄を選別したうえで、企業の成長性、財務の健全性、株価水準等を勘案しポートフォリオの組入銘柄・投資ウエイトを決定します。
- フリーキャッシュフローとは、「事業活動による儲け」から「必要な投資」を差引いて、手元の現金がいくら増えたかを表す指標です。営業キャッシュフロー（事業活動により得られた現金収入とそれに要する現金支出との差額）と投資キャッシュフロー（事業を維持・拡大するために必要な投資活動による現金収支）を合算して求めます。フリーキャッシュフローは、配当や自社株買いなどの「株主還元」や「事業への再投資」の原資となることから、企業価値を中長期的に維持・向上できるかを判断するのに役立ちます。

■ファンドの運用プロセス



- ! 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。
- 👉 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

特色4

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動による影響を受けます。

特色
5

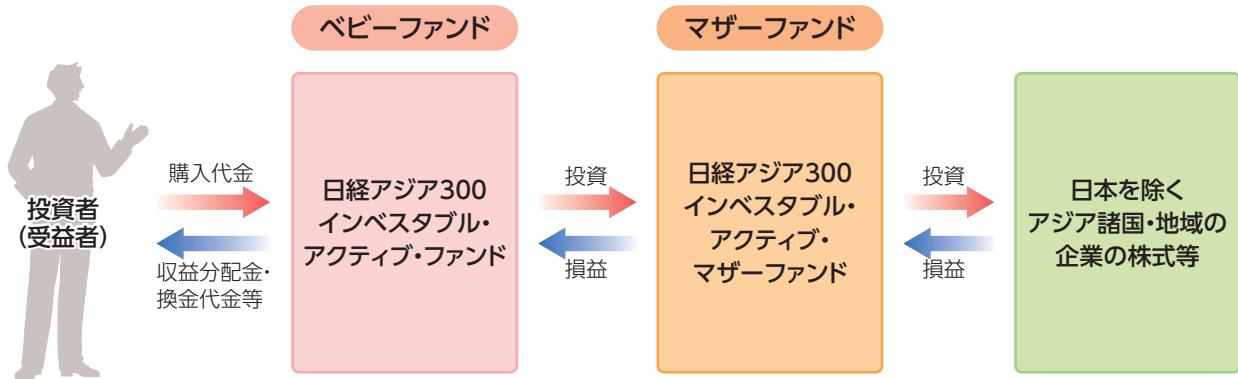
年2回の決算時(6・12月の14日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超える場合に、当該超過分の範囲内で分配します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■ 主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資	同一銘柄の株式への実質投資割合は、純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブへの投資	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

※「日経アジア300インベスタブル指数」の著作権等について

・「日経アジア300インベスタブル指数」(以下「日経アジア300i」という。)は、株式会社日本経済新聞社(以下「日経」という。)によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日経は日経アジア300i自体及び日経アジア300iを算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。日経アジア300iを対象とする本件投資信託は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、その運用及び本件受益権の取引に関して、日経は一切の義務ないし責任を負いません。日経は日経アジア300iを継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。日経は、日経アジア300iの構成銘柄、計算方法、その他日経アジア300iの内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

・日経アジア300iは、S&P Dow Jones Indices LLCの子会社であるS&P Opco, LLCとの契約に基づいて、算出、維持されます。S&P Dow Jones Indices、その関連会社あるいは第三者のライセンサーはいずれも日経アジア300iをスポンサーもしくはプロモートするものではなく、また日経アジア300iの算出上の過失に対し一切の責任を負いません。「S&P®」はStandard & Poor's Financial Services LLCの登録商標です。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

カントリー・ リスク

ファンドは、主に新興国の株式に投資を行います。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

上海や深センのstockconnectを通じた中国A株への投資においては、取引可能な銘柄が限定されていることに加えて、投資枠や取引可能日の制約、長期にわたりて売買停止措置がとられる可能性などにより、意図した通りの取引ができない場合があります。また、stockconnect特有の条件や制限は、今後、中国当局の裁量などにより変更となる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



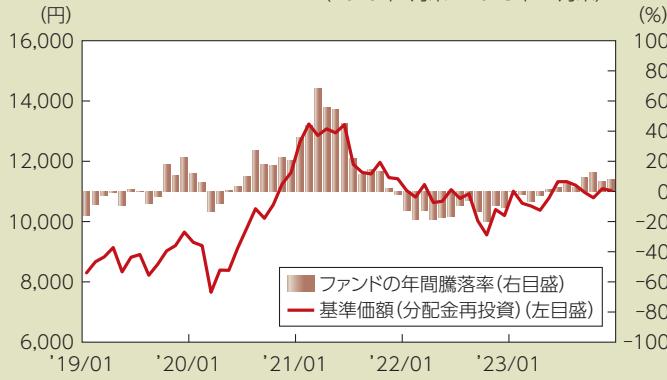
投資リスク

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2019年1月末～2023年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年1月末～2023年12月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指標値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

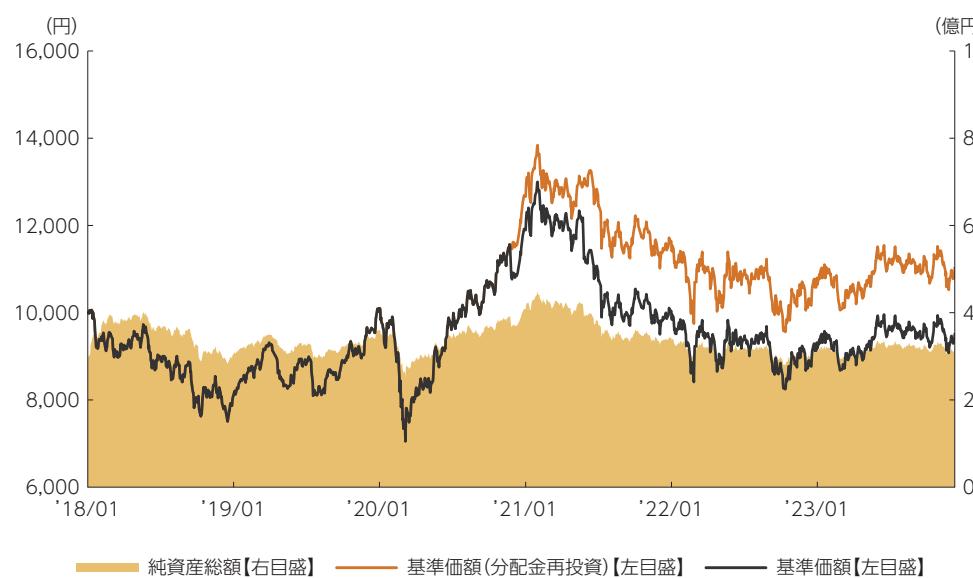
(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2023年12月29日現在

■基準価額・純資産の推移



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,513円
純資産総額	3.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2023年12月	0円
2023年6月	0円
2022年12月	0円
2022年6月	0円
2021年12月	0円
2021年6月	1,000円
設定来累計	1,700円

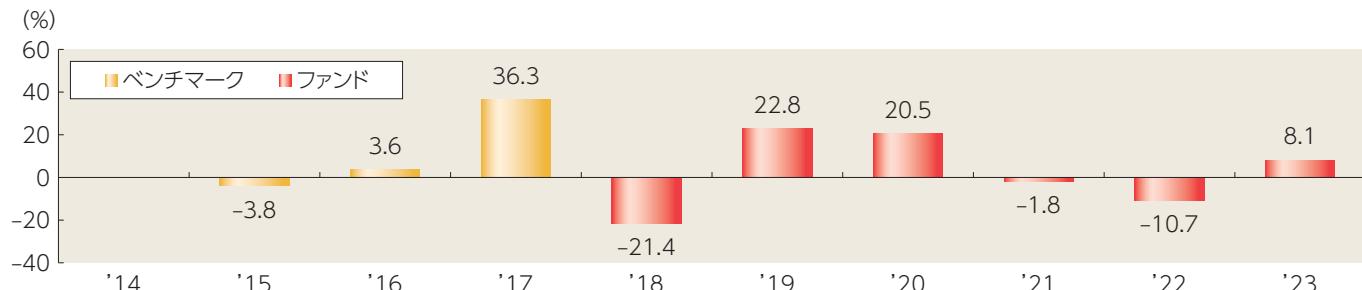
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 香港ドル	24.2%	1 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	韓国	8.9%
2 ニュー台湾ドル	15.7%	2 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	8.6%
3 インドルピー	13.8%	3 VARUN BEVERAGES LTD	食品・飲料・タバコ	インド	5.1%
4 アメリカドル	12.7%	4 TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	香港	5.0%
5 韓国ウォン	12.5%	5 BANK CENTRAL ASIA TBK PT	銀行	インドネシア	4.3%
6 インドネシアルピー	5.2%	6 RELIANCE INDS-SPONS GDR 144A	エネルギー	アメリカ	4.3%
7 フィリピンペソ	4.5%	7 INTL CONTAINER TERM SVCS INC	運輸	フィリピン	4.0%
8 中国元	4.5%	8 AIA GROUP LTD	保険	香港	4.0%
9 タイバーツ	2.3%	9 BAJAJ FINANCE LTD	金融サービス	インド	3.9%
10 円	2.1%	10 SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	耐久消費財・アパレル	香港	3.4%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- ・[国・地域]は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2018年は設定日から年末までの收益率を表示
- ・2017年以前はベンチマークの年間收益率、2015年はベンチマーク起算日(12月2日)から年末までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、香港取引所、香港の銀行の休業日およびその前営業日
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	2024年3月14日から2025年3月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
	信託期間	2027年12月14日まで(2018年1月19日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年6・12月の14日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	3,500億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.30%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.595%(税抜 年率1.450%) をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
	委託会社	0.70%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



手続・手数料等

Tax

¥

税 金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2023年12月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

